

社会保険の制度改正対応（平成28年10月1日適用）

短時間労働者に対する適用拡大や厚生年金保険の標準報酬額下限引き下げなど、社会保険に関連する制度改正が10月1日より施行されます。

P Bシステムでは会社設定、社員設定等で改正対応を行います。

リリース日：2016年9月14日(水)

短時間労働者に対する厚生年金保険/健康保険の適用拡大

事業所情報

CASH RADAR for SaaS - [給与計算 > 事業所情報 株式会社エルモードいわき支店 (平成28年度)]

ファイル(F) 業務(G) 私書箱(P) 個人設定(V) ウィンドウ(W) ヘルプ(H) 野本 太郎さん | ログアウト(L)

印刷

基本情報 社会保険情報 所属部門設定 銀行設定

健康保険	厚生年金	労働保険
健康保険料額表 <input type="text" value="協会管掌"/>	厚生年金保険料額表 <input type="text" value="使用する"/>	雇用保険料 <input type="text" value="一般事業"/>
適用都道府県 <input type="text" value="福島県"/>	厚生年金基金加入 <input type="text" value="非加入"/>	雇用保険端数処理 <input type="text" value="50銭以下切り捨て"/>
協会けんぽ記号 <input type="text" value="0113001"/>	厚生年金事業所番号 <input type="text" value="56430"/>	雇用保険事業所番号 <input type="text" value="2002 063055 1"/>
健保組合事業所番号 <input type="text"/>		労働保険算定期間 <input type="text" value="5月支給~4月支給"/>

社保改定

特定適用事業所

ESC 終了 F1 ヘルプ F2 登録 F3 F4 F5 画面更新 F6 F7 F8 F9 F10 F11 タブ F12

<社会保険情報>タブ

短時間労働者に対する厚生年金保険等の適用要件である【特定適用事業所】の対象/対象外を設定する欄が追加されます。

◆対象/対象外の自動判定はP Bシステムでは行いません。

社会保険の制度改正対応（平成28年10月1日適用）

社員情報設定（一人別）

CASH RADAR for SaaS [給与計算 > 社員情報設定 (一人別) 株式会社エルモードいわき支店 (平成28年度)]

ファイル(F) 業務(G) 私書箱(P) 個人設定(V) ウィンドウ(W) ヘルプ(H) 野本 太郎さん | ログアウト(L)

社員番号 000007 社員氏名 千駄木 遼 フリガナ セダギキリウ

本人情報 扶養情報 支給条件 支払基準 社会保険 通勤手当 住民税 振込情報 有給休暇 備考

健康保険・厚生年金

健康保険対象 対象 対象外 非加入 厚生年金対象 対象 対象外 非加入

介護保険対象 対象外 1号 2号 保険者種別 市内員以外の男子

健保月額 300 千円 厚年月額 300 千円

健康保険証番号(協会) 654002 基礎年金番号 3251 021680

健康保険証番号(組合)

資格取得年月日 短時間労働者(3/4未満) 対象 対象外

労働保険

労災保険対象 対象 対象外

雇用保険対象 対象 対象外 免除者

労働保険用区分 役員 業務役員 常用 臨時

雇用保険被保険者番号 110 20100 4

資格取得年月日

<社会保険>タブ

会社が「特定適用事業所」であり、かつ健康保険あるいは厚生年金保険を対象としている社員について【短時間労働者】の対象/対象外を設定することができるようになります。

- ◆ [社会保険一覧] 健康保険・厚生年金タブにも【短時間労働者】の設定欄が追加されます。
- ◆ 対象/対象外の自動判定はP Bシステムでは行いません。

【短時間労働者】

対象社員は、報酬月額算定処理において支払基礎日数=11日で「算定」「月変」の処理が行われます。

この報酬月額算定処理に対応するプログラムは、制度の詳細が発表された後、本年11月以降にリリースする予定です。

社会保険の制度改正対応（平成 28 年 10 月 1 日適用）

厚生年金保険の標準報酬月額下限引き下げ

厚生年金保険料額表

CASH RADAR for SaaS① - [給与計算 > 厚生年金保険料額表 株式会社エヌエムシー (平成28年度)]

ファイル(F) 業務(G) 私書箱(P) 個人設定(V) ウィンドウ(W) ヘルプ(H) 野本 太郎さん | ログアウト(L)

印刷 料額表追加

厚生年金

適用年月日 平成28年10月01日 以降

区分	合計	本人	事業主
男子	181.820	90.910	90.910
女子	181.820	90.910	90.910
坑内員	181.840	90.920	90.920

区分	合計	本人	事業主	上限額(円)
男子	181.820	90.910	90.910	1,500,000
女子	181.820	90.910	90.910	1,500,000
坑内員	181.840	90.920	90.920	1,500,000

厚生年金 標準報酬月額保険料額表

単位:円

等級	標準報酬額	報酬月額		保険料	
		以上	未満	一般	坑内員
1	88,000	0	93,000	8,000	8,001
2	98,000	93,000	101,000	8,909	8,910
3	104,000	101,000	107,000	9,455	9,456
4	110,000	107,000	114,000	10,000	10,001
	118,000	114,000		10,727	10,728
26	470,000	455,000	485,000	42,728	42,729
27	500,000	485,000	515,000	45,455	45,456
28	530,000	515,000	545,000	48,182	48,183
29	560,000	545,000	575,000	50,910	50,911
30	590,000	575,000	605,000	53,637	53,638
31	620,000	605,000	999,999,999	56,364	56,365

平成 28 年 10 月 1 日より、標準報酬額の下限（1 等級）の額が 98,000 から「88,000」へ引き下げられ、等級総数が 30 から「31」になります。

NMC が行うメンテナンスは、厚生年金保険料額表を対象としております。

厚生年金基金加入のユーザー様につきましては、加入する基金の規定をご確認のうえ、制度変更に対応する料額表を作成して下さい。

平成 28 年 9 月
株式会社エヌエムシー サポートセンター